



8. 従業員の感染予防のための管理

	項 目	1 回目		2 回目	
		該当なし		該当なし	
★	1) 業員は常に爪を短く切り、客 1 人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図っている				
★	2) マスク着用等の咳エチケットの徹底を図っている				
	3) 必要に応じて手袋等を着用している				
	4) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている				
	5) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している				
	6) 出勤前に体温を確認し、風邪症状や発熱がある場合は、開設者及び管理美容師等に報告し出勤しないことを求めている				
	7) 従業員が新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師に報告することを徹底している				
	8) 上記の報告を受けた場合は、必要に応じて保健所に相談し、指示を受けることとしている				
	9) 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底している				
	10) 従業員に対し、厚労省やコロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「新しい生活様式の実践例」などの指導・通達を周知している				
	11) 地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討している				